令和7年4月1日 現在

笠間市 不育症検査・治療費助成事業

≪この掲載内容は基本情報です。詳細な内容や申請手続きについては、笠間市こども政策課へお問い合わせください。≫

笠間市では、２回以上の流産等により不育症と診断され、検査や治療を受けた方の経済的負担を軽減するため、医療機関で受けた保険適用外の不育症検査・治療に要した費用※の一部を助成します。

※文書料、食事代、個室料、サプリメント代等は対象となりません。

○対象となる方

次のすべての要件を満たしている方が対象となります。

1. **法律上の婚姻をしている夫婦、または事実婚関係にある方。**
2. **夫婦の双方またはいずれか一方が、検査・治療の開始日から申請日まで引き続き笠間市に住所を有していること。**
3. **流産等の既往が2回以上あり、医師に不育症と診断されていること。**
4. **夫婦のいずれも市税を完納していること。**
5. **他の市町村から同様の助成を受けていないこと。**

○助成金額

夫婦1組に対し、1年度あたり**上限額５万円**

※申請回数に制限はありません。

笠間市ホームページ

○申請期限

原則として、検査・治療が**終了した日から90日以内**、または**検査・治療の終了日が属する年度の末日のいずれか早い日**まで

○申請に必要な書類

□笠間市不育症検査及び治療費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
□笠間市不育症検査及び治療費補助金受診等証明書（様式第2号）
※医療機関に作成を依頼してください。
□検査・治療にかかった費用のわかる領収書・医療明細書

【茨城県不育症検査費助成金の交付を受けた方】
□県補助金の交付決定通知書の写し

【事実婚関係にある方】
□事実婚に関する申立書、夫婦それぞれの戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

※要件の確認ができない場合は、上記以外の書類が必要となる場合があります。

【お問い合わせ先・申請窓口】　笠間市　こども政策課
〒309-1734　笠間市南友部1966-1　TEL:0296-78-3155
（地域医療センターかさま内）